

●香川県告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年7月2日
- 3 指定道路の位置 丸亀市垂水町字荒井790-7から790-9まで、791-4、792-6から792-8まで、793-2及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.50メートル及び6.00メートル  
延長 42.65メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。